## 様式 1

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者の指定
根拠条例·規則名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律
	条項	第51条の19、第51条の20
所	管 部 課	福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話:048-829-1309)
		以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律施行令(平成18年政令第10号)第26条の9、第26 条の13
審查	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の 57、第34条の59
基	由)	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
準		法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)
		○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関す る基準(平成24年厚生労働省令第28号)
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成24年4月1日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	20日
間	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成21年4月1日最終改正
	備  考	